算式イ

$A \times 0.95 \times 0.35 \times 0.5 \times \alpha$

算式イの符号

A	当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額
α	次項の規定により算定及び補正した当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の割合として総務大臣が調査した率

4　法第三条の三第四項の総務省令で定める道路の延長及び面積は、旧地方税法第百七十七条の六第三項の規定により算定及び補正した当該市町村が管理する市町村道及び指定市が管理する一般国道等の延長及び面積とする。

5　法第三条の三第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県について第二項の算式によって算定した各都道府県按分額の合計額との間に差額があるときは、その差額を同項の算式によって算定した各都道府県按分額の最も大きい都道府県の各都道府県按分額に加算し、又はこれから減額する。

（各地方公共団体に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の算定方法）

［新設］

第四条の四　法第三条の四第二項の総務省令で定める各市町村の軽自動車税減収見込額は、軽自動車税の環境性能割（旧地方税法第四百四十二条第一号に規定する環境性能割をいう。）の廃止による当該年度の五月末現在における市町村の軽自動車税減収見込額として総務大臣が調査した額（次項において「軽自動車税減収見込額」という。）とする。

2　法第三条の四第二項の規定によって各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A	軽自動車税減収見込額
α	0.797045

3　法第三条の四第二項の場合において、毎年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の総額と各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい市町村に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（各地方公共団体に交付すべき地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の算定方法）

［新設］

第四条の五　法第三条の五第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村の地方揮発油譲与税減収見込額は、都道府県にあっては第一号に定める額とし、指定市にあっては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定市以外の市町村にあっては第二号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百四号）第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に東京都にあっては〇・一四二、川崎市にあっては〇・一四四、名古屋市にあっては〇・〇四六、その他の道府県及びその他の指定市にあっては〇・一四三を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・一四三を乗じて得た額